

令和3年度
桜川市決算報告

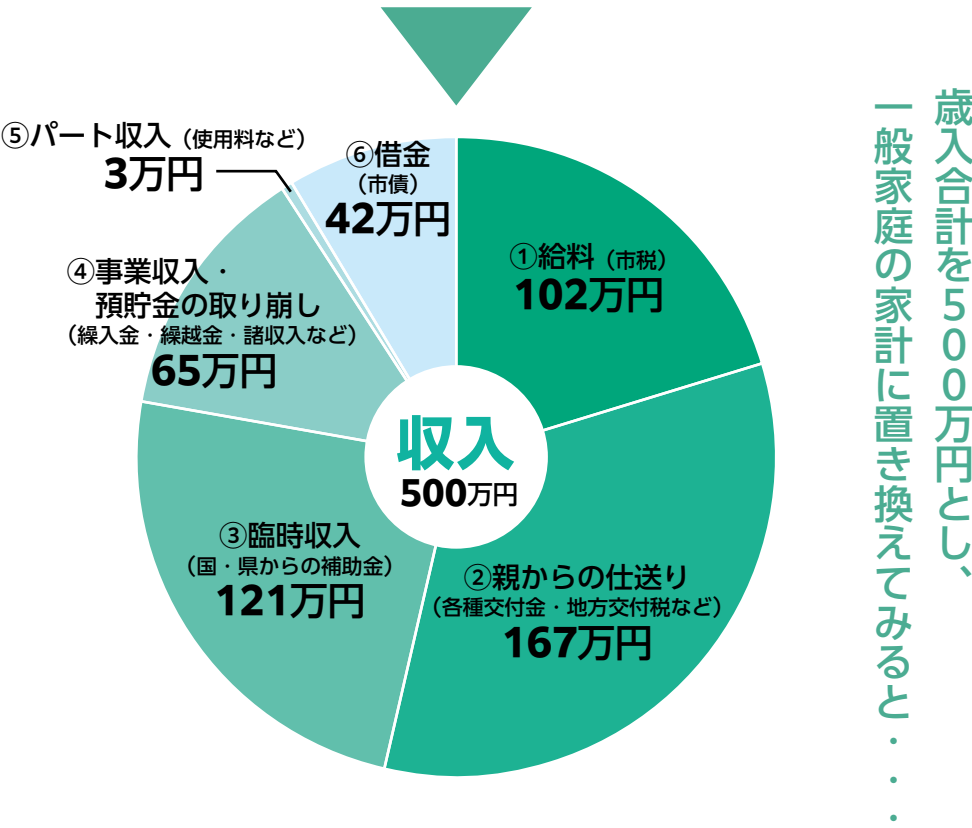
令和3年度の一般会計・特別会計および水道事業会計・病院事業会計・下水道事業会計の決算が令和4年第3回桜川市議会定例会で承認されました。その概要を一般家庭の家計に置き換えてお知らせします。

また、本紙4・5ページでは健全化判断比率についてお知らせします。

■問合先／財政課（☎58-5111・75-3111 代表）

内 容	決算額
① 市税	46 億 8,433 万円
② 各種交付金・地方交付税など	76 億 9,374 万円
③ 国・県からの補助金	55 億 7,886 万円
④ 繰入金・繰越金・諸収入など	29 億 8,691 万円
⑤ 使用料など	1 億 6,138 万円
⑥ 市債	19 億 3,445 万円
—	—
—	—
歳 入 合 計	230 億 3,967 万円

【歳入】



【歳入・歳出総額】

区 分	歳 入	歳 出
一般会計	230 億 3,967 万 4,759 円	208 億 8,206 万 4,664 円
特別会計	国民健康保険	47 億 5,945 万 3,969 円
	介護保険	45 億 3,906 万 9,412 円
	介護サービス事業	763 万 5,270 円
	後期高齢者医療	4 億 7,202 万 3,843 円
総合計	328 億 1,785 万 7,253 円	301 億 3,859 万 3,978 円

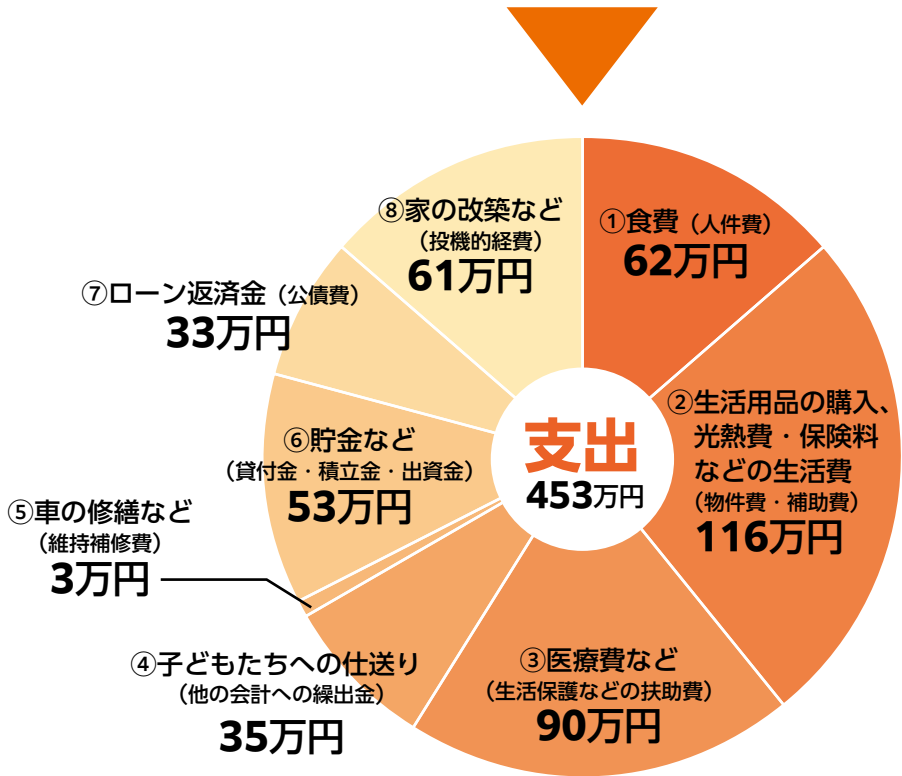
一 般 会 計

桜川市の会計は、一般会計と4つの特別会計の他、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計があります。一般会計は「一般的な行政に必要な経費」を扱う会計で、通常の行政事業の範囲で毎年必要となる経理であり、特別会計は、国民健康保険事業のように「特定の事業を行う」場合に設けられる経理です。

令和3年度の一般会計における歳入（収入）は、230億3,967万4,759円で、歳出（支出）は、208億8,206万4,664円でした。

内 容	決算額
① 人件費	28 億 6,784 万円
② 物件費・補助金	53 億 4,377 万円
③ 生活保護などの扶助費	41 億 3,655 万円
④ 他の会計への繰出金	16 億 2,160 万円
⑤ 維持補修費	1 億 1,813 万円
⑥ 貸付金・積立金・出資金	24 億 2,568 万円
⑦ 公債費	15 億 3,481 万円
⑧ 投資的経費	28 億 3,369 万円
歳 入 合 計	208 億 8,207 万円

【歳出】



【水道事業会計決算】

区 分	歳 入	歳 出
収益的事業	9 億 2,204 万 8,102 円	9 億 7,106 万 2,452 円
資本的事業	1 億 9,181 万 7,000 円	2 億 3,834 万 2,910 円

【病院事業会計決算】

区 分	歳 入	歳 出
収益的事業	5 億 4,836 万 8,316 円	5 億 6,679 万 4,829 円
資本的事業	1 億 6,792 万 6,133 円	2 億 3,835 万 6,799 円

【下水道事業会計決算】

区 分	歳 入	歳 出
収益的事業	9 億 4,400 万 7,097 円	9 億 4,807 万 3,761 円
資本的事業	3 億 1,295 万 4,683 円	5 億 2,229 万 1,377 円

＊CONTENTS

- 02 桜川市決算報告
- 04 桜川市の健全化判断比率
- 06 まちの話題
- 08 寄付寄贈／（仮称）上曽トンネル進捗状況 vol.10／さくらがわ△手ぶらでキャンプが開催
- 09 歴史資料館だより No.97
- 10 健康ガイド
- 12 情報ひろば
- 15 文芸さくらがわ
- 16 年長さんご紹介

＊表 紙

さくらがわでキャンプしよう！



表紙は、11月5日～6日に筑波高原キャンプ場で開催された「さくらがわ△手ぶらでキャンプ」に参加し、キャンプを楽しむ家族を撮影しました。豊かな自然に囲まれてのアウトドア体験に笑顔があふれていました。

＊桜川市の人口と世帯

【人口】 37,584 人 （－ 69）
【 男 】 18,632 人 （－ 33）
【 女 】 18,952 人 （－ 36）
【世帯】 13,551 世帯（－ 21）
（ ）は対前月増減
常住人口
令和4年11月1日現在

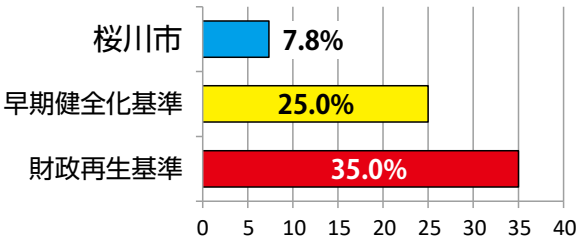
健全化
判断比率

・令和3年度の①実質赤字比率と②連結実質赤字比率については該当は無く、③実質公債費比率は7.8%、④将来負担比率は40.9%で、すべての指標が国の基準を下回っています。

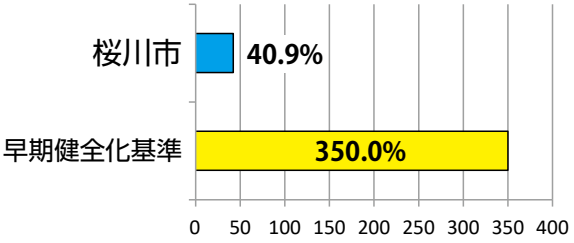
【令和3年度の健全化判断比率】

	桜川市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	13.03%	20.00%
②連結実質赤字比率	該当なし	18.03%	30.00%
③実質公債費比率	7.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	40.9%	350.0%	—

実質公債費比率



将来負担比率

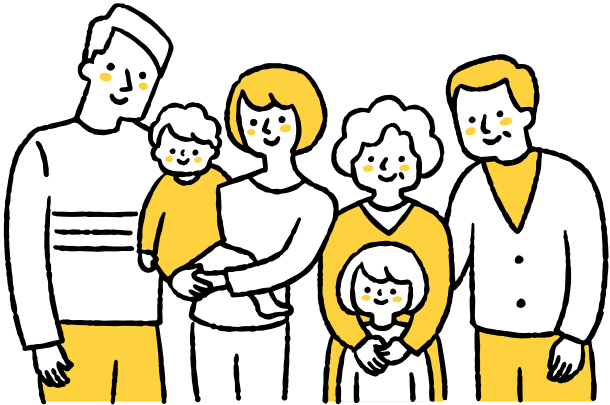


資金不足
比率

・経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。いままでに桜川市は、資金不足（赤字）が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

【令和3年度の資金不足比率】

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	20.00%
病院道事業会計	該当なし	20.00%
下水道事業会計	該当なし	20.00%



桜川市の
健全化判断比率などをお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率および資金不足比率をお知らせします。健全化判断比率は、市の財政状況の健全化を判断する指標です。指標には4つの比率があり、それぞれ早期健全化基準と財政再生基準があります。また資金不足比率は、公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率です。

「健全化判断比率」の4つの比率とは？

①実質赤字比率

一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

②連結実質赤字比率

特別会計や企業会計など全ての会計を対象とした、実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

③実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。

④将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

※標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模

「早期健全化基準」「財政再生基準」とは？

【早期健全化基準】

早期健全化基準の数値を超えた場合は、改善が必要な状態とみなされて財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的かつ計画的な改善努力による財政健全化に取り組まなければなりません。

【財政再生基準】

財政再生基準の数値を超えた場合は、財政再生団体となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、国の関与による確実な再生に取り組まなければなりません。市税や公共料金、住民サービスなどの見直しが必要になり、地方債（いわゆる借金）が制限されます。